路線名　関越自動車道新潟線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
前橋市元総社町九五六番一〇から同市元総社町二六九一番一七まで	前	最大 五八 最小 二六	六〇六
	後	最大 五八 最小 二九	
高崎市稲荷台町字村内三〇七番三から同市稲荷台町字村北二五四番六まで	前	最大 五二 最小 二六	二六五
	後	最大 五二 最小 三〇	

○防衛省告示第百四十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、追加提供及び新規提供が平成二十九年七月十二日次のとおり決定された。

平成二十九年七月十四日

防衛大臣　稲田　朋美

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇一一	キャンプ・ハンセン	名護市	国有 公有 民有	土地：約二二〇平方メートル 土地：約九四一、〇〇〇平方メートル 土地：約一三二、〇〇〇平方メートル

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇〇四	赤坂プレス・センター	東京都港区	国有	工作物：下水等 雨水排水施設等として追加提供する。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	工作物：電話線路 ユーティリティ（通信）として追加提供する。
五〇二九	佐世保海軍施設	佐世保市	国有 国有	建物：約二〇平方メートル 工作物：門等 渡り廊下等として追加提供する。

海上演習場関係

◎新規提供

むつ湾訓練区域

一　区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（水域及び空域）。ただし、空域は、高度六一〇メートル以下とする。

1　北緯四一度〇九分一二秒、東経一四一度〇七分一二秒
2　北緯四一度〇五分五三秒、東経一四一度〇八分二八秒
3　北緯四一度〇四分〇二秒、東経一四〇度五九分五九秒
4　北緯四一度〇七分二二秒、東経一四〇度五八分四三秒

二　用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

三　摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、平成二十九年七月十八日から同月三十日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○東北地方整備局告示第百八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月十四日

東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十八号	仙台市青葉区作並字元木一三番五から同市青葉区作並字長原二八番二まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十四日

九州地方整備局長　増田　博行

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
霧島市隼人町小浜字岩崎九一六番二から同市隼人町小浜字西村一七九九番二まで	前	二二・三五～四四・〇三	〇・〇六三
	後	二二・三五～四一・三九	〇・〇六三

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○北海道開発局告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十七第一項の規定により締結した利便施設協定を、次のとおり解除するので、同法第四十八条の十八第一項の規定に基づき、公告する。

その関係図書は、平成二十九年七月十四日から二週間利害関係人の縦覧に供する。

平成二十九年七月十四日

北海道開発局長　和泉　晶裕

一　利便施設協定の名称

道路外利便施設に関する協定

二　協定利便施設の名称及びその所在地

名称　楓公衆便所
所在地　北海道夕張市楓三二番地二

三　利便施設協定解除の予定

平成二十九年七月三十一日

四　利便施設協定の縦覧場所

北海道開発局及び同局札幌開発建設部

五　備考

利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該道路外利便施設協定の解除について、北海道開発局長に意見書を提出することができる。

なお、意見書の提出先は、北海道札幌市北区北八条西二丁目札幌第一合同庁舎　北海道開発局建設部建設行政課長である。（郵便番号〇六〇―八五一一）